

平成31年度 長浜市国民健康保険特別会計 歳入歳出予算（案）について

【歳入】

千円

	30年度 決算見込額 B	31年度 当初予算 C	31年度決算見込 (保険料改定(案)) D'
1 保 険 料	2,246,031	2,346,477	2,295,934
2 国 庫 支 出 金	0	0	0
3 療養給付費交付金	22,480	0	0
4 県 支 出 金	8,365,943	8,088,894	8,088,894
5 一般会計繰入金	867,044	861,610	847,241
6 基金繰入金	400,000	55,000	119,912
7 繰 越 金	576,808	1	56,855
8 そ の 他	17,161	15,018	15,018
合 計	12,495,467	11,367,000	11,423,854

・普通交付金(保険給付費)
・特別交付金(保険者努力支援制度
(評価によって増減))

保険料の上昇幅が大きいため、当初
予算から基金繰入金を64,912千円
増額補正します。

【歳出】

千円

	30年度 決算見込額 B	31年度 当初予算 C	31年度決算見込 (保険料改定(案)) D'
1 総 務 費	151,130	155,783	155,783
2 保 険 給 付 費	8,190,929	7,912,856	7,912,856
3 共 同 事 業 拠 出 金	3	3	3
4 保 健 事 業 費	111,495	113,806	113,806
5 保険事業費納付金	2,988,561	3,120,094	3,120,094
6 基金積立金	401,507	1,241	1,241
7 そ の 他	594,987	63,217	63,217
合 計	12,438,612	11,367,000	11,367,000

県が必要な額を市町を経由して支払う。
県が市町毎に予算額を決める。

保険給付費の原資となるもの。市町毎
に標準保険料とともに県が決め、市町
村は決められた額を支払う。この額は、
年間を通じて変わらない。

【収支】

千円

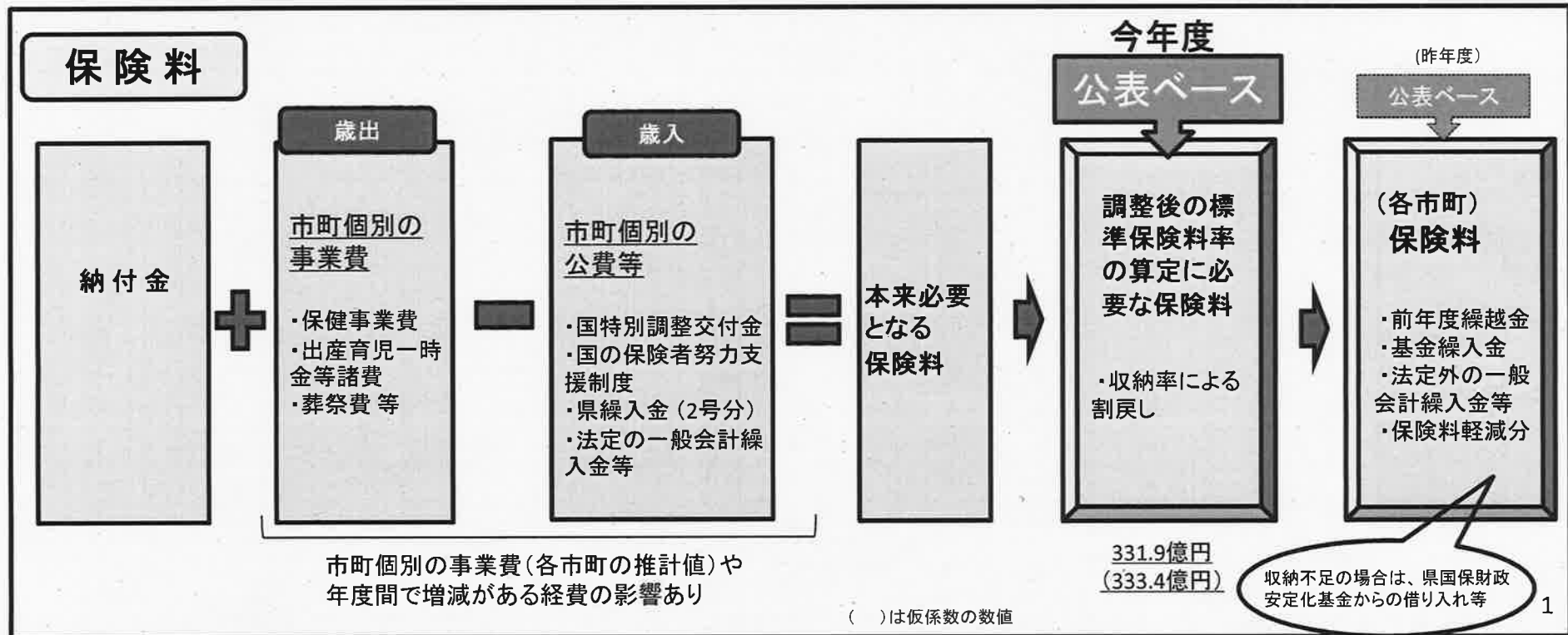
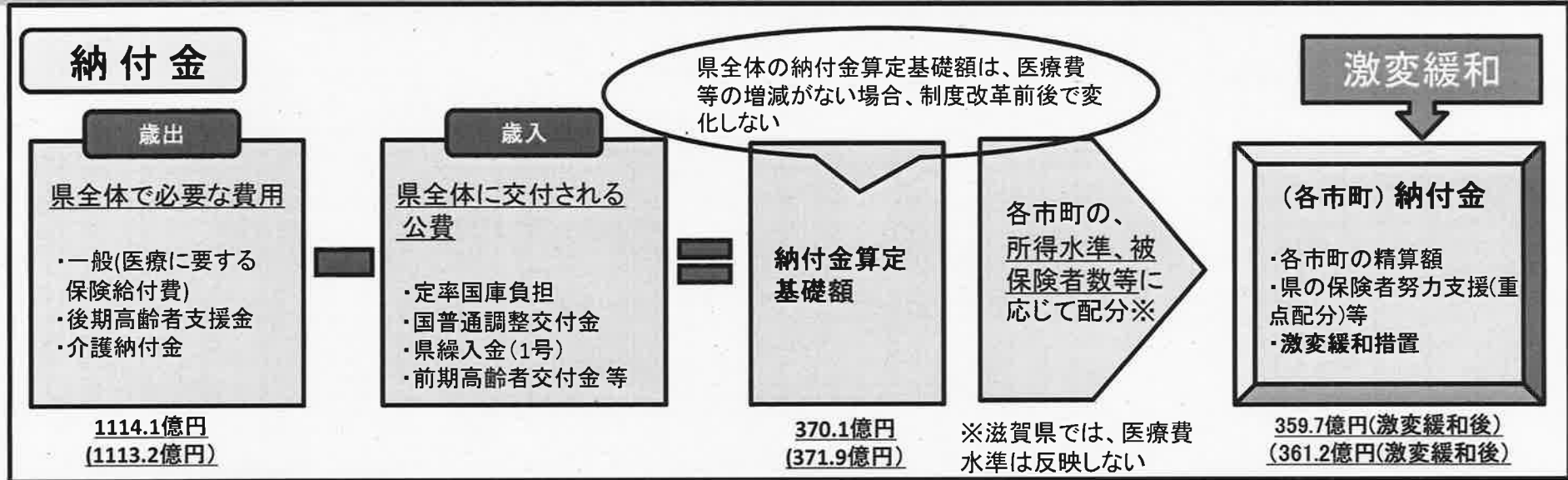
形式収支	56,855		56,854
単年度収支	27,718		1,240

【財政調整基金】

千円

	30年度末見込
年度末基金残高	455,706

納付金・保険料の算定過程



長浜市国民健康保険特別会計 各予算科目の主な内容

【歳入】

1. 保険料	
	医療分+支援分+介護分の合計。医療分は保険給付費等、支援分は後期高齢者支援金、介護分は介護納付金の支払いのために徴収するもの。
2. 国庫支出金	
	※平成30年度以降は国から県に交付されるようになるため、平成29年度の精算分（追加交付があった場合）のみとなる。
3. 療養給付費交付金	
	退職被保険者に係る保険給付費から保険料収入を控除したもの。社会保険診療報酬支払基金から交付。 ※平成30年度以降は社会保険診療報酬支払基金から県に交付されるようになるため、平成29年度の精算分（追加交付があった場合）のみとなる。
4. 県支出金	
①保険給付費等交付金（普通交付金）	都道府県化により、県が医療費の支払いに責任を持つことになったことから、市が医療費を支払う財源として、医療費相当額が交付されるもの。
②保険給付費等交付金（特別交付金）	保険者努力制度分 市町村の国民健康保険の運営状況を評価し、交付されるもの。
	特別調整交付金分 市町村の特別の事情に対して、交付されるもの。（国による評価）
	都道府県繰入金2号分 市町村の特別の事情に対して、交付されるもの。（県による評価）
	特定健診（40～74歳の被保険者が受診した特定健診、特定保健指導に係る費用に対して、2/3が交付されるもの。）
③保険給付対策費補助金	マル福（福祉医療費受給券）に関する医療費波及分に係る保険者負担分に対し一定の割合で県が補助するもの。
5. 一般会計繰入金	
①保険基盤安定分	保険料の軽減の対象となった被保険者の保険料軽減分等を公費で補てんするもの。
②給与費	国保事業に従事する正規職員の給与。
③出産育児一時金	出産育児一時金の支給に要する費用の2/3を繰入れ。
④財政安定化	地方交付税措置された国保財政健全化のためのもの。
⑤事務費	国保事業の運営に必要な事務費。
⑥マル福波及分	マル福（福祉医療）に関する医療費波及分に係る保険者負担分。
6. 基金繰入金	
	財政調整基金積立にかかる繰入金
7. 繰越金	
	前年度繰越金。
8. その他	
	保険料の滞納に係る延滞金、国保資格喪失後受診に関する保険給付費の返還金、基金利子など。

【歳出】

1. 総務費	
	国保事業に従事する職員の給与費や事務費、国保連合会負担金、国保運営協議会の費用など。
2. 保険給付費	
①療養給付費	診察、薬剤、治療費、入院時食事代など医療サービスの現物給付分。
②療養費	柔道整復師による施術やコルセットなどの補装具など現金給付分。
③高額療養費	医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に負担するもの。
④審査支払手数料	診療報酬明細書(レセプト)の点検等に必要経費。
⑤葬祭費	被保険者の死亡に対して5万円を支給。
⑥出産育児一時金	被保険者の出産等に対し42万円(産科医療保障制度の対象外の場合は40.4万円)を支給。
3. 共同事業拠出金	※平成30年度から科目なし
共同事業拠出金	都道府県化によって共同事業拠出金制度は廃止されましたが、事務費として、退職者医療共同事業分に係る拠出金が制度上残るものです。
4. 保健事業費	
①人間ドック助成	人間ドック受診者に対し費用の半額(上限2万円、宿泊を伴う場合2万5千円)を助成するもの。
②高額療養費貸付	医療機関等へ高額医療費の支払いが困難な場合に貸し付けるもの。
③特定健診等事業	特定健診、特定保健指導に係る費用。
5. 保険事業費納付金	
① 医療給付分	医療給付を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金。
② 後期支援金等分	後期支援金等を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金。
③ 介護納付金分	介護納付金を支払う原資の一つとして、県が市から徴収する納付金。
6. 基金積立金	
	財政調整基金への積立金
7. その他	
	保険料の還付金、国庫支出金の精算に係る償還金、湖北病院への繰出金、基金利子積立分など。